○厚生労働省令第百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十六とし、第五号の四十二から第五号の四十四までを一号ずつ繰り下げ、第五号の四十一の次に次の一号を加える。

五の四十二　二―〔（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド（別名ネパフェナク）及びその製剤。ただし、一ml中二―（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド一mg以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十一号の十九を第十一号の二十とし、第十一号の十八を第十一号の十九とし、第十一号の十七を第十一号の十六の次に次の一号を加える。

十一の十七　エキセナチド及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の二十七を第二十四号の二十八とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四の二十九　二―〔（二―｛四―[（R）―（四―クロロフェニル）フエニルメチル]ピペラジン―一―イル｝エトキシ）酢酸（別名レボセチリジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二―（二―｛四―[（R）―（四―クロロフェニル）フエニルメチル]ピペラジン―一―イル｝エトキシ）酢酸　二塩酸塩五mg以下を含有するものを除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の二十六を第二十四号の二十七とし、第二十四号の二十三から第二十四号の二十五までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の二十二の次に次の一号を加える。

二十四の二十三　N―｛四―[（五RS）―七―クロロ―五―ヒドロキシ―二・三・四・五―テトラヒドロ―一H―ベンゾ[b]アゼピン―一―カルボニル]―三―メチルフェニル｝―二―メチルベンズアミド（別名トルバプタン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十五号の十九を第五十五号の二十とし、第五十五号の八から第五十五号の十八までを一号ずつ繰り下げ、第五十五号の七の次に次の一号を加える。

五十五の八　三―｛（二Z）―二―[一―（三・四―ジメチルフェニル）―三―メチル―五―オキソ―一・五―ジヒドロ―四H―ピラゾール―四―イリデン]ヒドラジノ｝―二―ヒドロキシビフエニル―三―カルボン酸　ビス（二―アミノエタノール）（別名エルトロンボパグ　オラミン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七十五号の二十五を第七十五号の二十六とし、第七十五号の五から第七十五号の二十四までを一号ずつ繰り下げ、第七十五号の四の次に次の一号を加える。

七十五の五　四―｛五―[ビス（二―クロロエチル）アミノ]―一―メチル―一H―ベンゾイミダゾール―二―イル｝ブタン酸（別名ベンダムスチン）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十六号の二十二を第九十六号の二十三とし、第九十六号の二十一を第九十六号の二十二とし、第九十六号の二十の次に次の一号を加える。

九十六の二十一　（九RS）―三―｛二―[四―（六―フルオロ―一・二―ベンゾイソキサゾール―三―イル）ピペリジン―一―イル]エチル｝―九―ヒドロキシ―二―メチル―六・七・八・九―テトラヒドロ―四H―ピリド[一・二―a]ピリミジン―四―オン（別名パリペリドン）及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十六号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(619)を(622)とし、(552)から(618)までを(555)から(621)までとし、(551)を(553)とし、その次に次のように加える。

(554)　ヘキサシアノ鉄（二）酸鉄（三）及びその製剤

別表第一の二第六号中(550)を(552)とし、(216)から(549)までを(218)から(551)までとし、(215)を(216)とし、その次に次のように加える。

(217)　二―（二―｛四―[（R）―（四―クロロフェニル）フエニルメチル]ピペラジン―一―イル｝エトキシ）酢酸（別名レボセチリジン）及びその塩類の製剤であつて一錠中二―（二―｛四―[（R）―（四―クロロフェニル）フエニルメチル]ピペラジン―一―イル｝エトキシ）酢酸二塩酸塩五mg以下を含有するもの

別表第一の二第六号中(214)を(215)とし、(57)から(213)までを(58)から(214)までとし、(56)の次に次のように加える。

(57)　二―（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド（別名ネパフェナク）の製剤であつて一ml中二―（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド一mg以下を含有するもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省告示第三百四十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第四回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行額	額面金額で三百七億七千六百三十九万円
五　最低額面金額	一万円